

調布市立第三小学校校庭整備工事

図面リスト

図面番号	図 面 名 称	縮 尺（A3）
A-01	図面リスト・特記仕様書 1	—
A-02	特記仕様書 2・案内図	—
A-03	配置図・既存砂場図	1/500 1/50、1/20
A-04	現況求積図	1/500、1/100
A-05	勾配計画図・舗装断面詳細図	1/300、1/10
A-06	既設ポイント図	1/300、1/10
A-07	新設ポイント図	1/300、1/10
A-08	仮設計画図	1/500

特記仕様書

第 1 編 共通事項

第 1 章 工事概要

- 1.1 工事件名 調布市立第三小学校校庭整備工事
- 1.2 工事場所 調布市上石原 2 丁目 1 9－1 3
- 1.3 工事内容
校庭の不陸整正及び表層改良

第 2 章 一般事項

調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組みには請負者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書及び東京都機械設備工事標準仕様書（令和 5 年版 以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。
- (2) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。
- (4) 設計図書の優先順位は、次のアからエまでの順番通りとする。

- ア 質問回答書
- イ 特記仕様書
- ウ 設計図
- エ 標準仕様書

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、請負者はこれに立会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の支持が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、請負者はこれに協力しなければならない。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

- 本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。
- 発注者の支給とする。

第 2 編 工事別事項

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が 500 万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に（財）日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。

- ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律第一条第一項に定める行政機関の休日は含まない。
- (1) 工事受注時 契約締結後10日以内
 - (2) 登録内容の変更時（契約金額のみの変更の場合を除く）
変更契約締結後10日以内
 - (3) 工事完了時 工事完了後10日以内
- 【登録先】〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル4F
（財）日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03) 3505-0463 FAX (03) 3505-2030
http://ct.jacic.or.jp/ E-mail ct7h@jacic.or.jp

1.1.8 提出書類

請負者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

1.1.11 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監督員が行う調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。なお、関連工事等は次による。

- 調布市立第三小学校南校舎空調設備改修工事

1.1.16 建設副産物の処理

建設副産物の処理は、次により処理する。

- 標準仕様書による。

第 2 節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

- (4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。
 - 全体工程表 ○ 週間工程表 ○ 月間工程表

1.2.4 試験及び施工等の記録

- (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
 - 作成する

設計図承認日：令和 8 年 9 月 4 日

件 名 調布市立第三小学校校庭整備工事		
図面リスト・特記仕様書 1	令和 8 年度 令和 8 年 9 月	No A-01 8 枚の内
	 調布市総務部営繕課	

第3節 工事現場管理

1.3.5 施工条件

- (1) 週休2日制工事の適用については以下による。
- 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。
- なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。
- (2) 施工条件は、次による。
- ア 工事期間中は、職員、児童、歩行者等に危害を与えないように事前に施工計画及び工程等の打ち合わせを行い、十分な安全対策を施すこと。
- イ 工事に起因して損害等を生じた場合は、受注者の責任において復旧または、補償を行うこと。
- ウ 綿密に学校と調整を行い、施工計画及び作業工程を作成すること。
- エ 仮設含む工事の開始は令和8年10月19日からとする。
- エ 完了検査を令和9年2月19日までに受け、施設の引き渡しを行うこと。

1.3.7 施工中の安全確保

- ・交通整理員は、必要に応じて配置すること。

1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制

- 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

○なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第4節 材料

1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い

工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない。

- 1) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。
- 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- イ 分析方法は、次による。
- 「建材中の石綿含有率の分析方法について」「平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）（令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正）参照」
- ・JIS A 1481-1(定性分析)
 - ・JIS A 1481-2(定性分析)
 - ・JIS A 1481-3(定量分析)
 - ・JIS A 1481-4(定量分析)

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省）を参考とする。

また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化材）を散布し、粉じんが飛散しないように補修する。

- ウ 事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として、「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所棟に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提出する。

○なお、石綿含有吹付け材の撤去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

(参考)

【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
 - ② 負担金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
 - ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

○※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

エ 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に提示する。

- 2) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

- ・分析調査結果による。
 - ・図面による。
 - 次による。
- 石綿含有建材なし

第2章 仮設工事

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.4 仮囲い等

○本工事の施工にあたり、別途指示する位置に次の仮囲いを設置する。

- ガードフェンス（H=1,800）

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上及び備品等

○監督員事務所の設置は、次による。

- 設置しない

第5節 既存部分の養生

2.5.2 既存部分の養生

- (1) 既存部分の養生は、次による。
- 合板、ビニールシート等



案内図 S=N.S

工事場所：調布市立第三小学校（調布市上石原2丁目19-13）

第3編 工種別特記事項

第21章 外構工事

第4節 その他の外部工事

21.4.5 運動施設

- (1) グランドの材料及び仕上げは、次による。
- グリーンダスト、中目砂（7：3）（転圧後厚さ基盤より70mm）

(2) 施工手順

ア 基盤整正工：ブルドーザ（4t）、バックホウ（3t、6t）及び人力にて現況土を鉤取り、基盤の不陸調整をし、同時に勾配を取り付け、3tタイヤローラー、ホイールローダーで転圧する。

イ 攪拌工：グリーンダストと中目砂をバックホウ（5t級）とホイールローダーにより攪拌する。

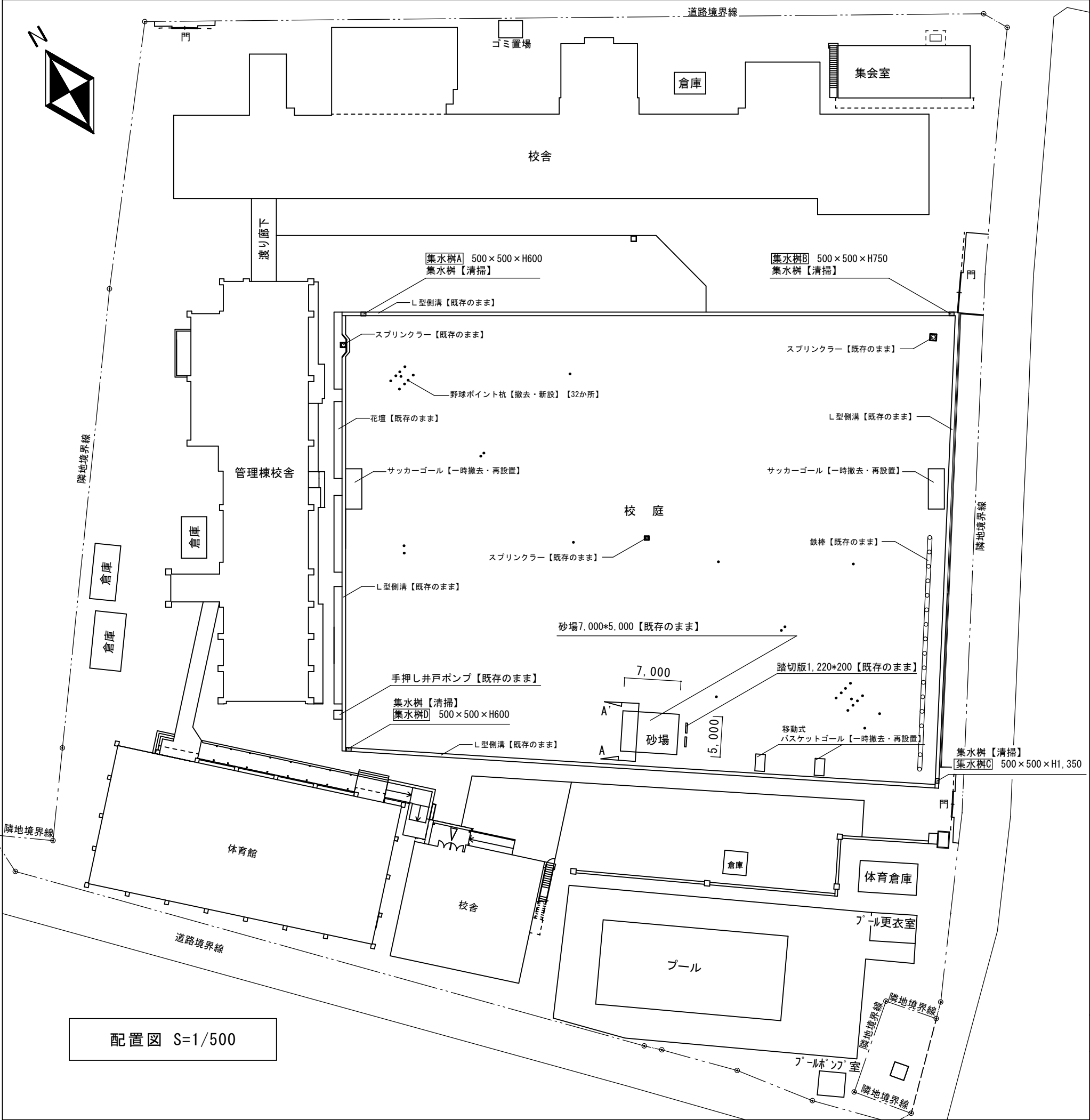
ウ 表層工：グリーンダストをブルドーザ（4t級）、と人力により敷き均し、3tタイヤローラー、ホイールローダーで仕上げ、転圧調整並びに不陸調整する。

エ 表面処理工：塩化カルシウム（1.2Kg/㎡）を散布し、転圧を行う。

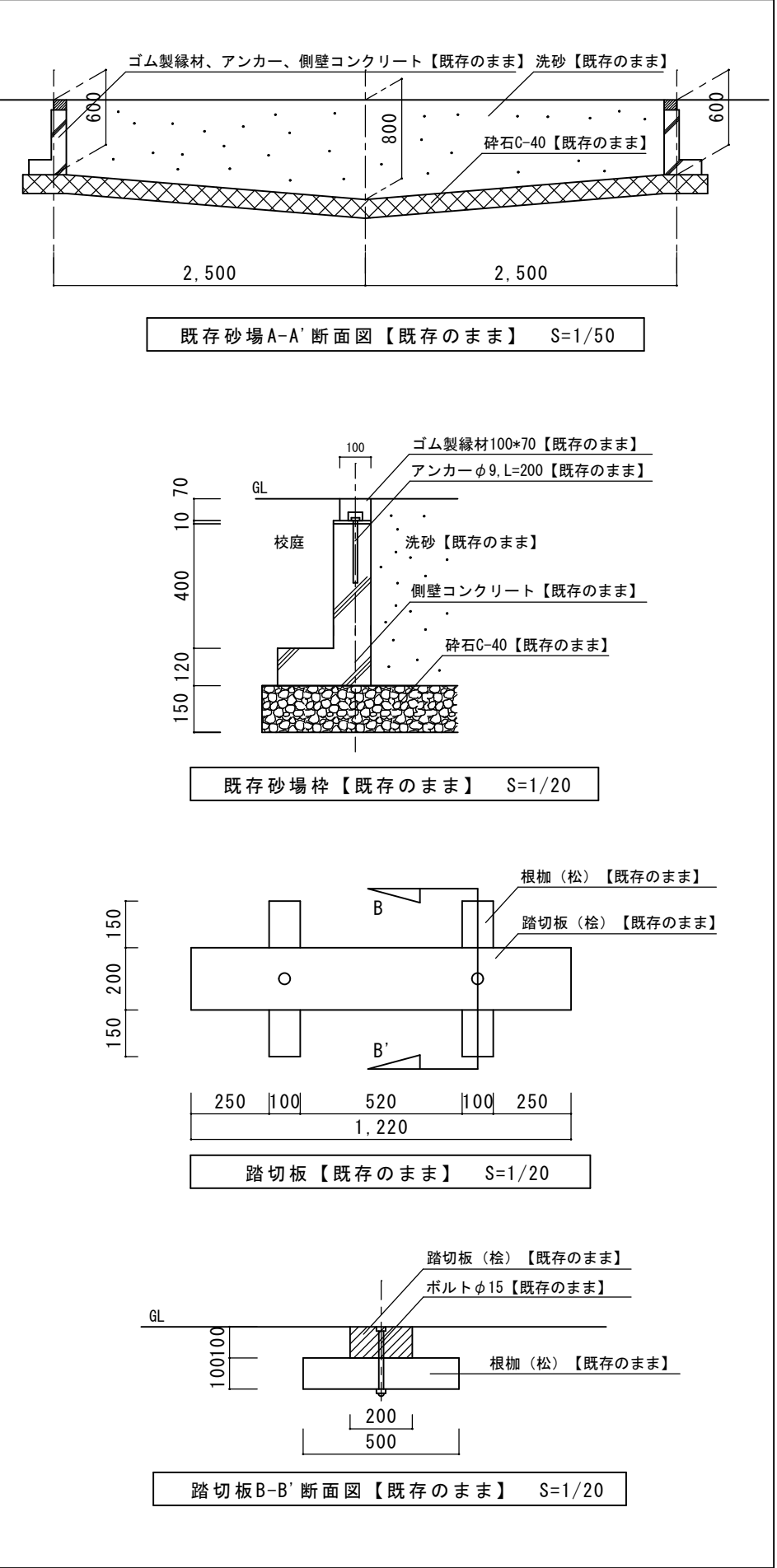
※敷均し厚は、転圧前（ふけた状態）の厚みを示す。

21.4.7 その他の外部工事

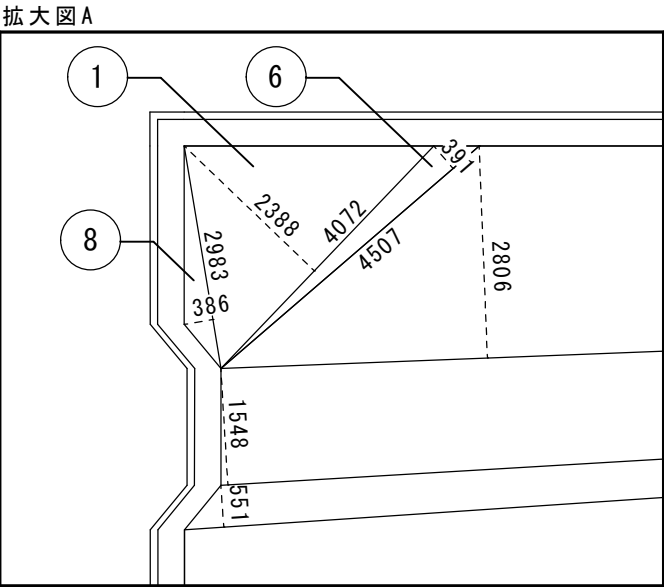
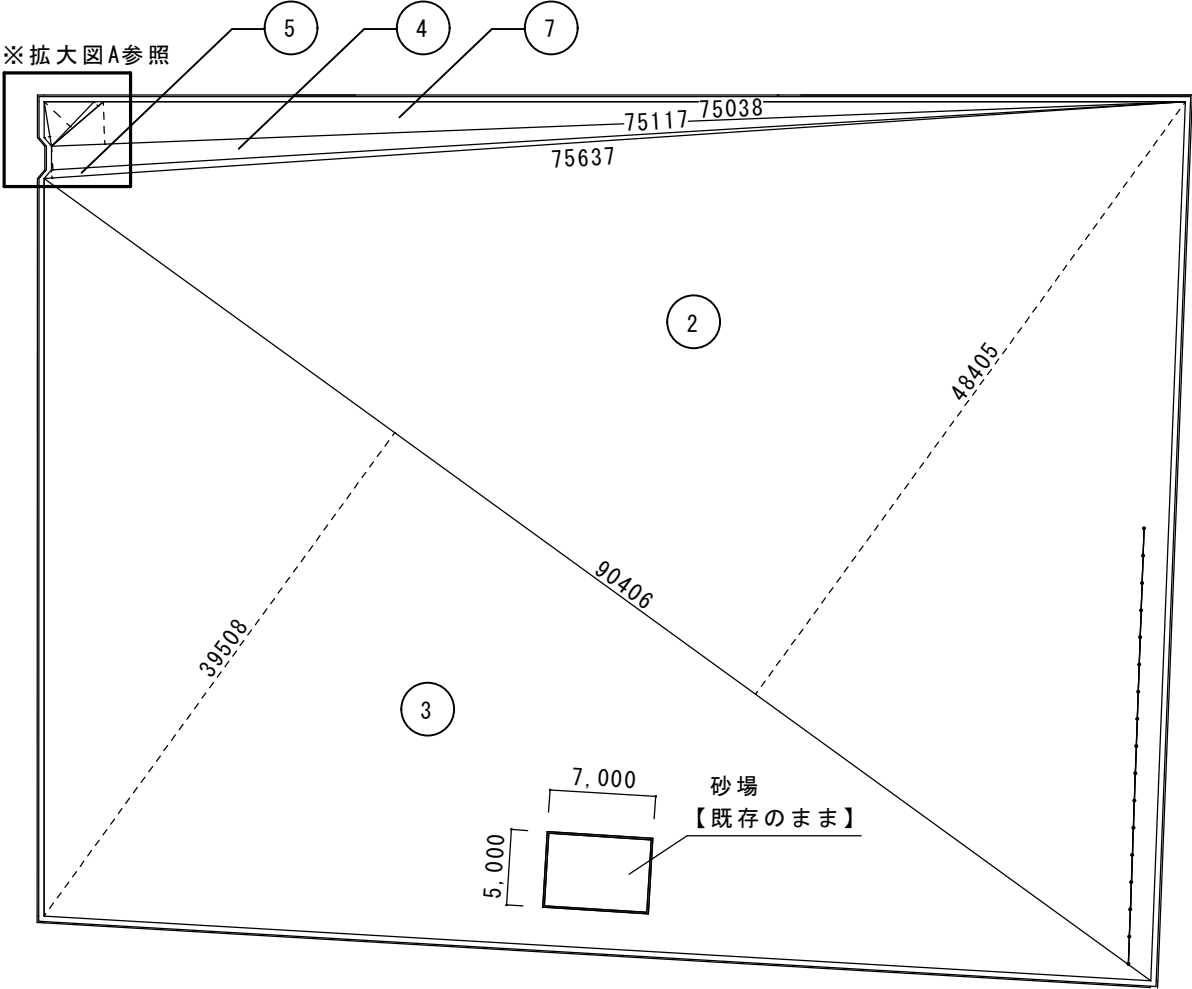
- (3) その他の外部工事は、次による。
- ア 集水桝の清掃に伴う汚泥については、場外搬出とする。
 - イ 現況土については、場外搬出とする。



配置図 S=1/500

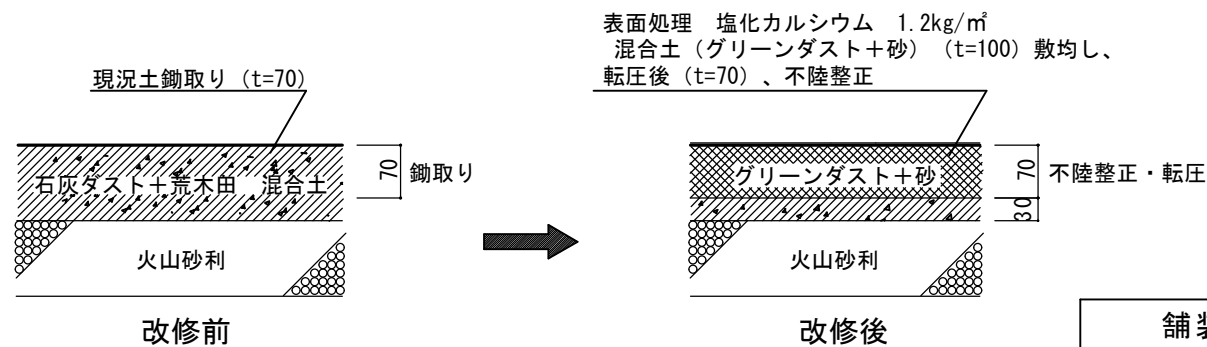
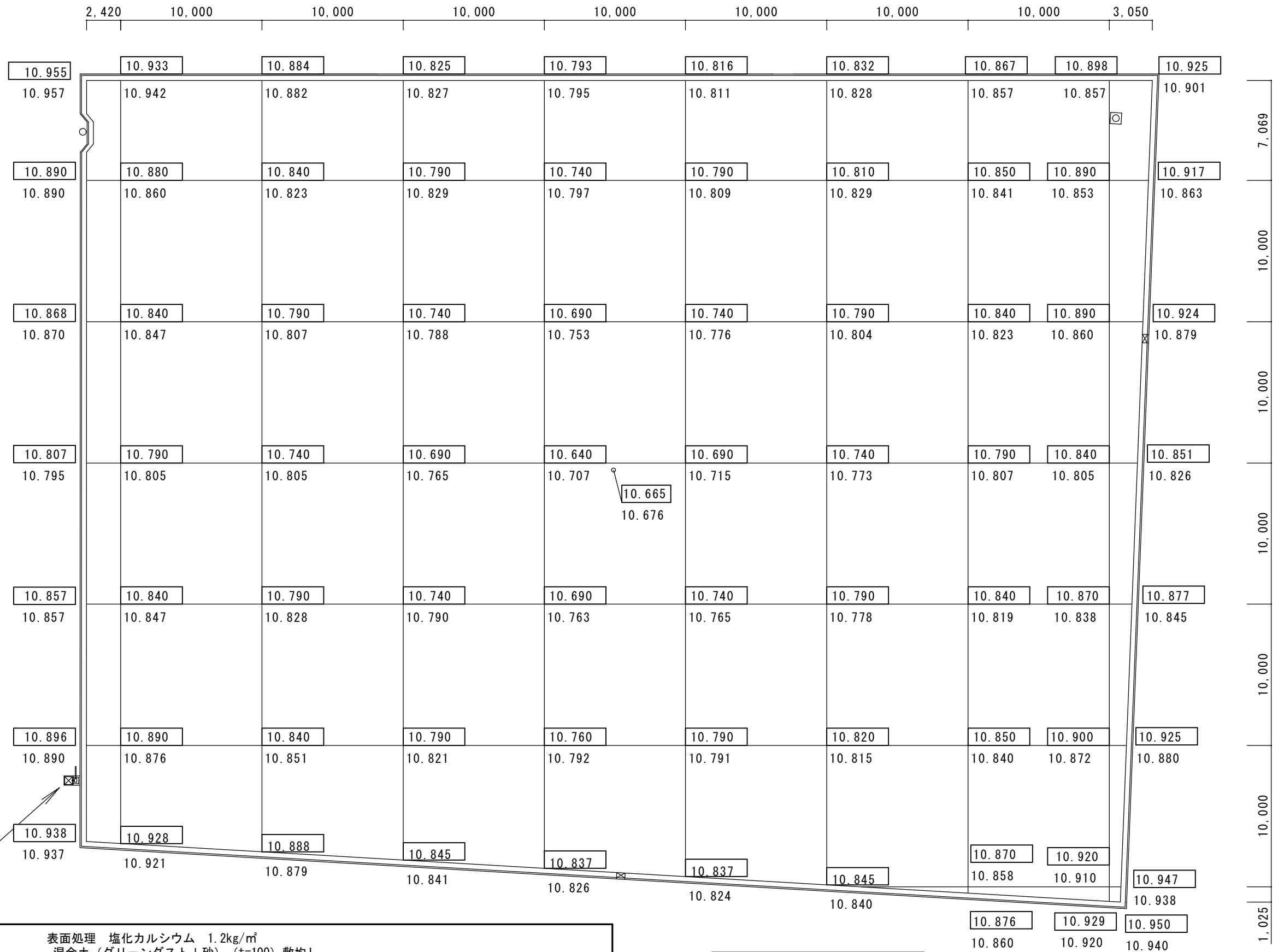
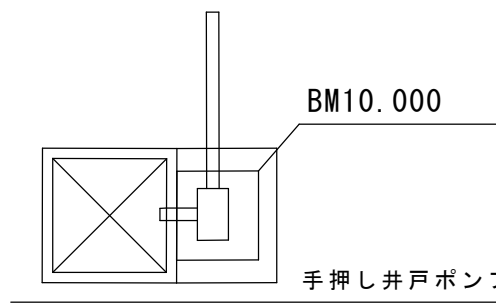
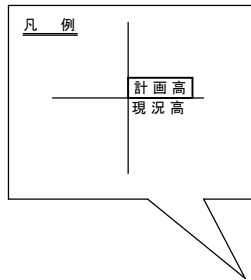
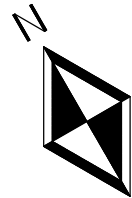


件 名		調布市立第三小学校校庭整備工事	
配置図	1/500	令和 8 年度	令和 8 年 9 月
既存砂場枠	1/50 1/20	調布市総務部営繕課	No A-03 8枚の内
既存踏切板	1/20		



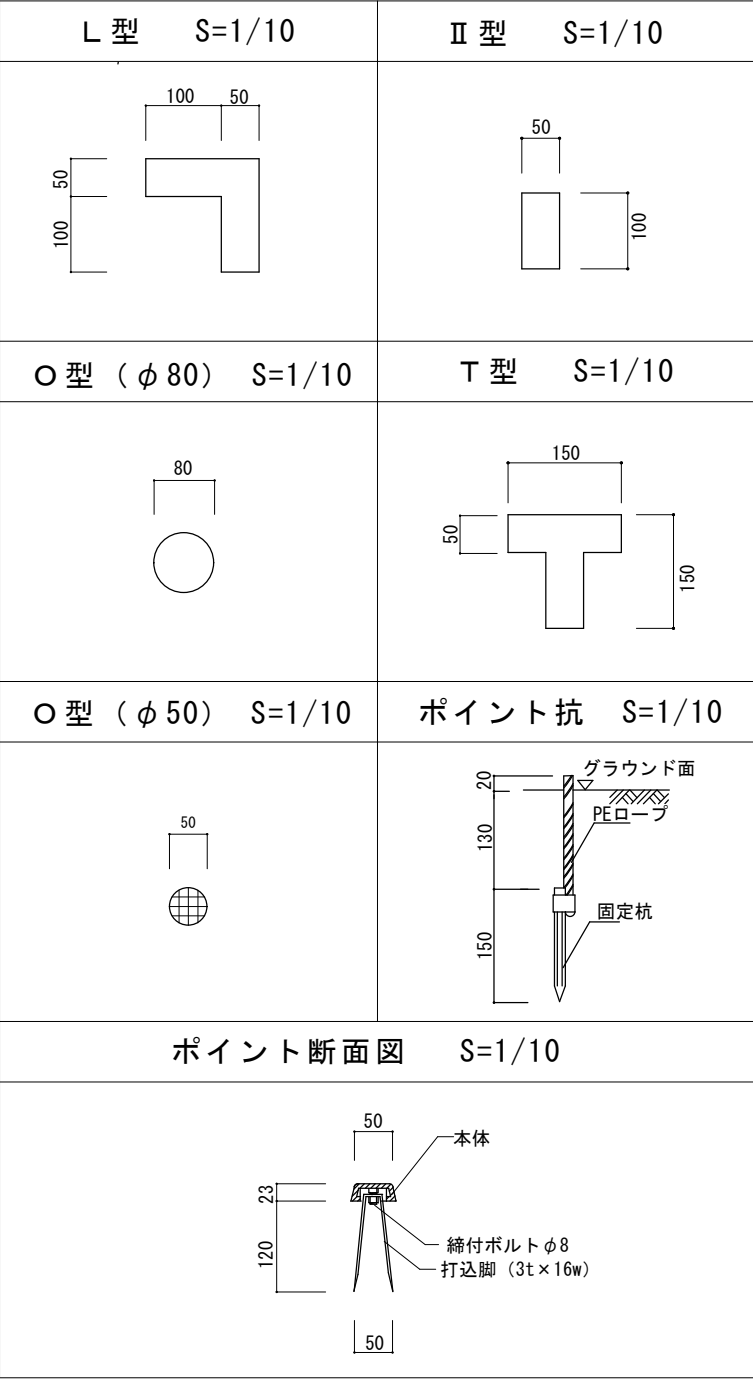
No.	底辺	高さ	倍面積
1	4,072	2,388	9.723936
2	90,406	48,405	4,376.102430
3	90,406	39,508	3,571.760248
4	75,117	1,548	116.281116
5	75,637	551	41.675987
6	4,507	391	1.762237
7	75,038	2,806	210.556628
8	2,983	386	1.151438
合計			8,329.014020
1/2			4,164.507010
面積			4,164㎡
控除面積（砂場）			35㎡
改修面積			4,129㎡

求積図 S=1/500、S=1/100

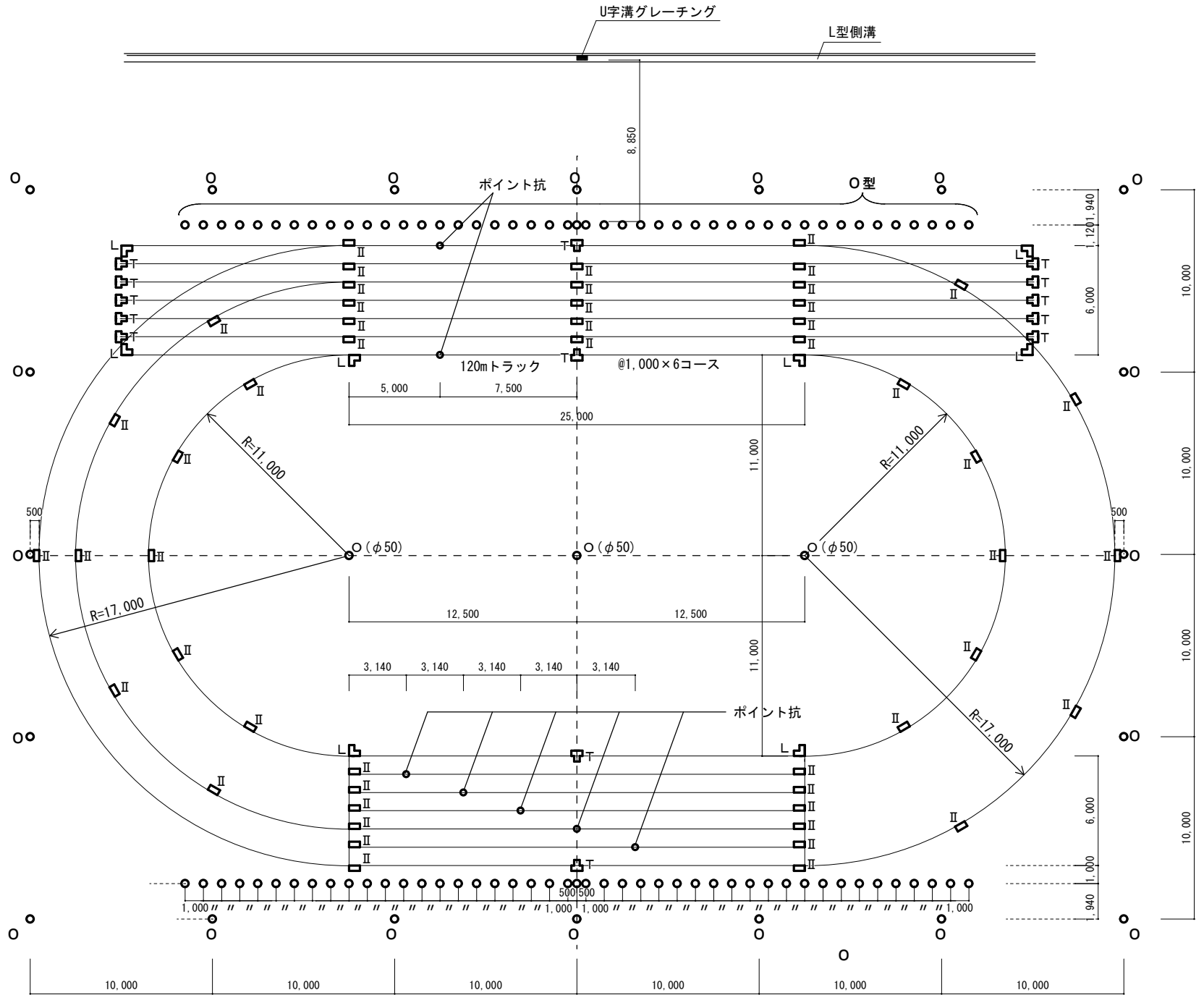


勾配計画図 S=1/300

件 名		調布市立第三小学校校庭整備工事	
勾配計画図 1/300 舗装断面詳細図 1/10	令和 8 年度 令和 8 年 9 月		No A-05 8枚の内
	 調布市総務部営繕課		

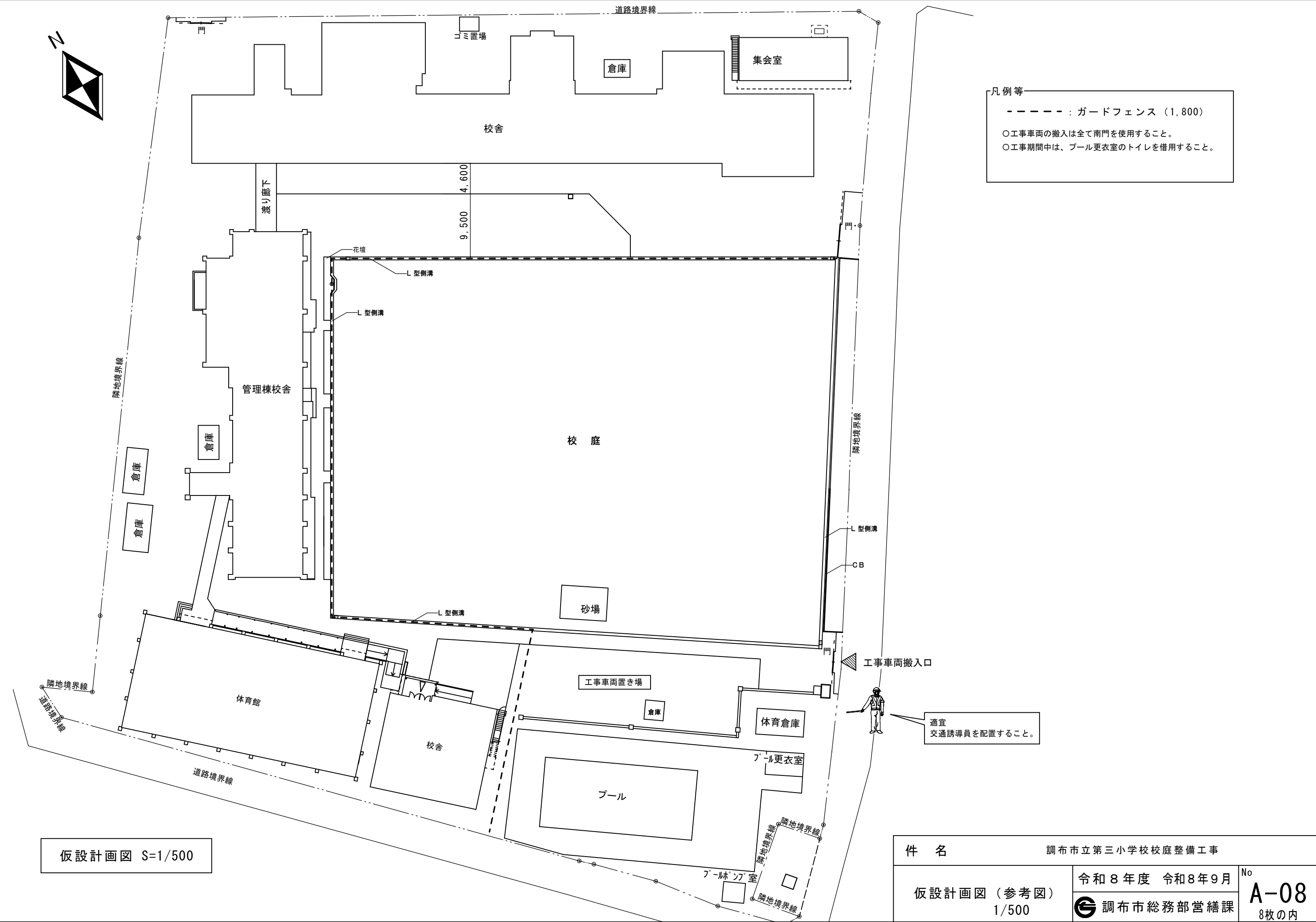


L 型ポイント	【撤去】
II 型ポイント	【撤去】
T 型ポイント	【撤去】
O 型ポイント(φ 80)	【撤去】
O 型ポイント(φ 50)	【撤去】
ポイント抗	【撤去】



既存ポイント図 S=1/300

件 名 調布市立第三小学校校庭整備工事		
既存ポイント図 1/300, 1/10	令和 8 年度 令和 8 年 9 月	No
	調布市総務部営繕課	A-06 8枚の内



凡 例 等

-----：ガードフェンス（1,800）

○工事車両の搬入は全て南門を使用すること。

○工事期間中は、プール更衣室のトイレを借用すること。

適宜
交通誘導員を配置すること。

件 名		調布市立第三小学校校庭整備工事	
仮設計画図（参考図） 1/500	令和 8 年度 令和 8 年 9 月		No
	調布市総務部営繕課		A-08 8枚の内